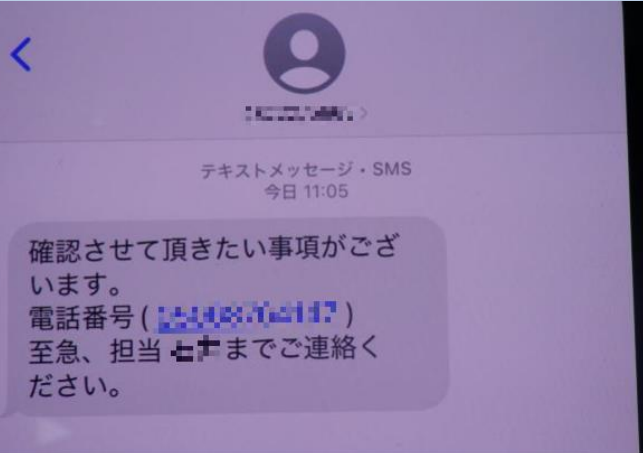


地域安全ニュース

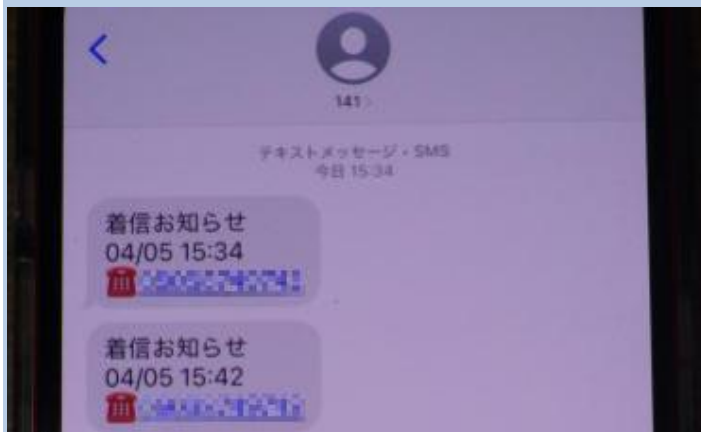
実在するメールアドレスを使った詐欺の手口

1 スマートフォンに不審なショートメッセージが届く



連絡すると、通信事業者を名乗る人物につながり「警察から連絡があるので出るように」と指示される。

2 警察を名乗る男から電話がかかる



「電話で事情聴取する」「身分確認する」などと言われ、**身分証の画像を送信**するよう指示される。

3 言葉巧みに個人情報をごだまし取られる

送信先として、**実在する警察のメールアドレスを指定してくる**が、「うまく送信ができていない」として、別のメールアドレスに**身分証の画像を送信するよう指示**され、個人情報をだまし取られる。

4 金銭や暗号資産を要求され、だまし取られる

マネーロンダリングや闇バイトの疑いがあるとして、「資産を確認する」「確認できれば元に戻す」などと嘘を言って指定した口座に振り込ませたり、暗号資産を送金させたりしてだまし取られる。



※やりとりの途中、犯人から送信されてきたニセの警察手帳の画像

不審な電話やショートメッセージに反応すると、犯人から言葉巧みに個人情報や金銭をごだまし取られるおそれがあります。

警察がメールやSNSで、身分証の画像を送るよう指示することは絶対にありませんので注意してください。

京都府警察本部 特殊詐欺対策室
代表電話 075-451-9111